

**公共調達最適化に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開**

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び住所	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の役員の数 (人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1 大阪労働局防災非常用備品等備蓄計画に基づく備蓄品の購入	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 小林 淳 大阪市中央区大手前4-1-67	H26.11.11	㈱清水正商店 大阪市西区阿波座2-2-21	予定価格が160万円を超えない購入契約であることから、予決令第99条第3号に該当するため	1,159,199	1,111,622	95.9%					
2 安衛法便覧 平成26年度版の購入	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長 小林 淳 大阪市中央区大手前4-1-67	H26.11.18	㈱労働調査会 東京都豊島区北大塚2-4-5	別紙のとおり	1,170,342	1,170,328	99.9%					

契約件名及び数量	安衛法便覧 平成26年度版の購入
随意契約によることとした理由	<p>書籍の購入については、出版元以外の業者は、再販売価格維持制度により、販売価格の指定(定価販売)を受けていることから、契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合として、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約するものとする。</p> <p>なお、再販売価格維持制度が適用されない出版元を契約先とすることで、より経済的な調達が可能となることから、出版元を契約先とすることとする。</p>
再委託がある場合のその内容、金額に占める割合、必要性、随意契約によることとした理由との整合性	再委託なし
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	再販売価格維持制度により、契約の性質若しくは目的が競争を許さないため。
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	